一四〇五　一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款及び一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款の一部を改正する件　二七 246 二七
一四〇六　旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める件　二七 246 二六
一四〇七　自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示の一部を改正する告示　二七 246 二六
一四〇八―一四一二　高速自動車国道に関する件　三〇 七
一四一三　砂防法第二条の土地を指定する件　三〇 八
一四一四　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第五条第三号の規定に基づき国土交通大臣の指定する漁業を定める告示　三〇 249 三八
一三一四　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　六 七
○気　象　庁
一二　気象測器等の委託検定を行う受託機関を定める件及び気象庁の行政文書ファイル管理簿の閲覧所を定めた件の一部を改正する件　一六 238 八六

○海上保安庁
二三五　航路標識に関する件　一二 236 二
○環　境　省
九〇　生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二 229 三五
九一　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二 229 三七
九二　特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件　二 229 三七
九三　国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件　一六 238 八六
九四　国民保養温泉地の地域の指定を取り消す件　一八 七
○原子力規制委員会
一〇　原子力災害対策指針の一部を改正する告示　一二 236 八
一一　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第五十五条第一項の表各号の規定に基づき発電用原子炉施設を定める告示の一部を改正する告示　一九 六
○防　衛　省
二二二　海上における射撃訓練を実施する件　二 九
二二三　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が決定された件　一一 六
二二四―二二六　海上における射撃訓練を実施する件　二〇 五 二四 七
二二七　〃　一一 六
二二八―二三一　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二四 七

二四二　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二四 八
二四四　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件　二五 八
二四五―二四八　海上における射撃訓練を実施する件　三〇 八
○東北地方整備局
一五三　都市計画に関する件　四 七
一五四　道路に関する件　五 九
一五五　〃　六 七
一五六　〃　一〇 八
一五七　〃　一七 七
一五八　〃　一八 七
一五九　〃　一九 七
一六〇―一六四　〃　二〇 六
一六五　〃　二五 八
一六六　〃　二七 247 八
○関東地方整備局
一六七　都市計画に関する件　四 七
一八八　道路に関する件　一三 五
一九〇　〃　一七 七
一九一―一九七　都市計画に関する件　一七 七
二九八―二〇二　道路に関する件　三〇 九
○北陸地方整備局
七七　道路に関する件　二六 九
○中部地方整備局
二一四　道路に関する件　二 229 四一
二一五　〃　五 九
二一六　〃　七 九
二一七―二一九　都市計画に関する件　一一 七
二三一　〃　一一 七

一三二　道路に関する件　一六 七
一三三―一三四　〃　一七 八
一三五　〃　一八 九
一三六　〃　二五 九
一三七―一三八　〃　二七 247 八
○近畿地方整備局
一五五　道路に関する件　五 九
一五六―一五九　〃　六 七
一六〇一　〃　九 一〇
一六二　都市計画に関する件　一〇 九
一六三―一六四　道路に関する件　一二 七
一六五　〃　一六 七
一六六　〃　一八 七
一六七　〃　二〇 六
一六八　〃　二四 八
一六九　都市計画に関する件　二四 八
○中国地方整備局
六八―六九　道路に関する件　二 229 四一
七〇―七一　〃　一一 七
七二　〃　一六 七
七三―七五　〃　二〇 六
七六　〃　二七 247 九
○四国地方整備局
一〇〇二　道路に関する件　二 229 四一
一〇三　〃　一二 七
一〇〇四―一〇〇六　〃　一三 五
一〇〇七　〃　一八 七
一〇〇八―一〇一〇　〃　二〇 七
一一一　〃　三〇 九
一一二　自動車専用道路を指定する件　三〇 九